

# 平成30年度 事業計画書（概要）

自 平成30年4月 1日  
至 平成31年3月31日

一般財団法人 北里環境科学センター

# 平成30年度 事業計画書（概要）

一般財団法人 北里環境科学センター

[ 平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 ]

一般財団法人北里環境科学センターは開設以来 41 年にわたって、学校法人北里研究所の世紀を越えて蓄積された知的財産を有効に活用し、また学術交流を通じて技術の研鑽や向上に努め、精度の高い技術と品質をもって環境科学に関わる広範な事業を展開してきた。今後もこの基本姿勢を継承しつつ、限られた市場の需要を喚起し、変動する時代に相応しい新たな発想のもとに少数精銳の人材と施設設備を最大限有効に活用して事業を円滑に展開していく。

平成 30 年度の新規重点事業としては、学校法人北里研究所のご支援のもとで、継続して協議が行われた結果、土地賃貸借契約方式による事業所移設計画が決着し、北里大学相模原キャンパスの最北部に位置する場所（麻溝コーポ跡地）に新施設を建設することが決定した。この計画に基づき、年度当初には建築を着工し、同年 9 月末には完成させるべく所要の準備を整えている。

また、継続的事業としては、公益事業として、環境科学セミナー、海外の大学との学術交流を例年どおり推進する。一方、人々の生活に益々重要となっている微生物感染の制御に関する試験体制の強化を図る。水質及び空気関連の検査事業はより効率的な検査体制を構築すると同時に、品質保証マネジメントシステム（ISO 9001: 2015、ISO/IEC 17025:2005）を維持することで精度の高い検査結果を提供し、より一層の信頼性の確保を目指す。さらにこれら事業を推進する職員の育成に一層の強化を図る。

## I 環境科学啓発事業（公益事業）

環境科学啓発事業（公益事業）は、センターが保持している環境科学に関する理化学的及び微生物学的分野における知識、技術及び研究実績等を社会に還元することによって、一般市民への環境科学に関する啓発や教育研究機関への支援を行い、健康な生活と生活環境の向上に寄与することを目的としている。今年度は、この目的を達成するために以下の環境科学啓発事業を計画した。

### 1. 市民啓発事業

この事業は、環境科学に関する様々な情報を市民に還元することを目的として実施するものであり、開催形態は、情報等の還元方法によって以下の区分で実施する。

#### （1）センター主催「環境科学セミナー」

このセミナーは、環境科学に関する広範な知識、技術及び研究実績等を一般市民に対して広く公開することを目的として開催する。講師は、斯界の専門家、センターの技術者等とし、有意義な情報を提供することによって、市民の生涯教育に寄与するように努める。

#### (2) センターが主催又は協力する講座等

この講座等は、環境科学に関心をもつ市民団体等からの要請に応じて開催するものである。講座の内容は、講義形式のみならず必要に応じて実習や現地調査も行う。また、開催場所もセンター内に留まらず、出張講座等の要請にも応える。

#### (3) 一般市民が受講可能な講習会等への講師派遣

センター職員が培った知識や研究成果を広く市民に公開することを目的として、一般市民が受講可能な講習会等を企画した組織からの要請に応えて講師派遣を行う。

#### (4) 相模原の環境をよくする会の活動

相模原市及び市内事業者で構成される「相模原の環境をよくする会」の会員として、市民や会員向けの啓発活動や調査活動に協力することにより、地元相模原市内の環境保全活動を支援する。

#### (5) その他

その他、この事業目的に合致した市民啓発や教育研究支援に関する活動を展開する組織等からの要請に応えて協力並びに支援する。

### 2. 教育研究支援事業

この事業は、環境科学分野の人材育成を目的とした学校法人等教育研究機関からの要請に対して、センター職員を講師として派遣、又は学生をセンターに受け入れて研修指導する等によって、教育研究活動を支援することを目的とする。

#### (1) 大学等教育研究機関への講師派遣

大学等の教育研究機関に対して、専門的な知識を有するセンター職員を講師として派遣し、環境科学に関する将来の担い手である学生の教育活動を支援する。

#### (2) インターンシップ学生の受入れ

就業体験制度を支援する目的で、環境科学に関する教育を行っている大学等からのインターンシップ学生を受け入れる。

#### (3) 卒業研究等の支援

環境科学に関する研究活動を行っている大学等からの要請によって、学部の卒業研究、修士課程の卒業研究等を支援する。

#### (4) 大学等への検査・試験の無償実施

大学等教育研究機関への研究支援として、当該機関からの要請によって検査・試験等を無償で実施する。

## (5) その他

その他、この事業目的に合致した教育目標を掲げる学校法人等からの要請に対して、協力並びに支援を行う。

## 3. 国際交流事業

この事業は、環境科学に関する教育研究支援活動の一環として、海外に所在する大学等との国際交流を深めることを目的とする。

### (1) 瀋陽薬科大学との交流

中華人民共和国に所在する瀋陽薬科大学との交流協定に基づいて、学術交流、共同研究の推進及び環境科学に関する研修や実習について講師を派遣し、技術指導等を行う。

また、瀋陽薬科大学の教師、学生等が日本国内での研修を要望した場合はこれを受け入れ、研修活動を支援する。

### (2) 海外の大学等との交流

海外に所在する大学等に対して、要請に応じて環境科学分野に関する情報提供を行う。

## II 検査・評価試験事業

検査・評価試験事業は、法令や指針等に基づく検査をはじめ、業界団体等によって制定された規格試験等を基に各種製品等の性能評価を第三者機関として実施する事業である。また、これらの事業に必要な試験方法の開発及び成果の公表と、関係団体等への情報還元を行うことも目的としている。特に、評価試験事業においては、センターの独自性を積極的にアピールすることに重点を置き、試験目的に即した試験内容を提案する。

## 1. 検査事業

検査事業は、市民生活の安心・安全を確保する目的で、法令等に基づく理化学的検査や微生物学的検査を実施するものである。また、法令や指針等に定められていない他の検査についても、衛生管理向上の必要性や有用性についての情報提供を行うとともに、依頼者ニーズに応じた検査を受託する。

更に、これまでにセンターが蓄積した技術と経験に基づき、検査結果についての専門的なコメントや施設の改善提案等の情報提供サービスを行っていく。

また、平成26年度に国内で発生したデング熱の発症に対して、疫学的調査を行える体制を整えることができたので、引き続き行政及び関係機関に働きかけを行い新たな環境調査業務に備える。

### (1) 法令等に基づく検査事業

検査の実施にあたっては、万全な検査体制と高水準の検査技術を維持しつつ、法令遵守と信頼性確保に努める。具体的には、これまでと同様に行政のみならず第三者機関が実施する精度管理調査に参加し、高水準の検査技術並びに顧客が要求する信頼性を確保する。

また今年度も引き続き、水や食品、廃棄物等を対象とした放射性物質の測定業務に取り組む。

- ① 水道法関連事業
  - ( i ) 水質検査
  - ( ii ) 貯水槽水道施設検査
- ② 計量法に基づく事業
- ③ 温泉法関連事業
- ④ 公衆浴場法等関連事業
- ⑤ 放射性物質測定関連事業
- ⑥ その他の法令・指針等に基づく事業

## (2) 環境衛生や健康に関する検査事業

法令等で義務付けられていない検査項目についても、市民生活を守るために将来法令化等が想定される検査項目の先取り提案を行い、検査依頼者のニーズに基づく検査を実施する。

- ① 室内空気環境調査
- ② 空気環境中の浮遊粒子及び微生物の実態調査
- ③ 環境水中の微生物検査
- ④ その他環境材料等の微生物検査
- ⑤ 食品衛生に関わる自主検査
- ⑥ その他の環境衛生及び健康に関わる検査

## 2. 評価試験事業

評価試験事業は、環境保全や保健対策等を目的として開発・改良された機器や素材等を対象に、第三者機関としての公正な立場でその性能を評価する事業である。評価にあたっては、当センターが持つ知的財産を活用して適正な評価方法を提案するとともに、新たな評価項目の先取りを目指して、関連する国際機関（WHO等）等が発信する感染症情報の把握に努める。また、得られた結果については公益性と専門性の観点から考察を加えて試験依頼者に報告する。

また、近年アジアでは抗菌・抗ウイルスに対する意識が高まっており、海外からの評価試験依頼に対応する。

## (1) 細菌・かび試験

人の生活環境の質を向上させる目的で開発される様々な機器及び抗菌剤等を対象としてその基本性能を評価する。

平成29年度は、基礎的な抗菌性能評価にとどまらず、試験のニーズが増加している実環境での評価に着目し、実使用を想定した試験に積極的に取り組む。

- ① 洗剤等の抗菌性能評価試験
- ② 家電製品等の除菌性能評価試験
- ③ 医療用具等の除菌性能評価試験
- ④ 抗菌剤の効力評価試験
- ⑤ 素材・天然物の抗菌効果評価試験
- ⑥ J I S（日本工業規格）に基づく評価試験
- ⑦ 日本薬局方に基づく試験

- ⑧ その他、本項の目的に合致する評価試験

## (2) ウィルス（大腸菌ファージを含む）試験

ウィルス感染症の制御、あるいは環境中のウィルスを制御する目的で開発される様々な機器類や抗ウイルス剤等を対象としてその基本性能を評価する。

- ① 抗ウイルス剤の効力評価試験
- ② 家電製品等のウイルス除去性能評価試験
- ③ 素材・天然物の抗ウイルス効果評価試験
- ④ 抗ウイルス薬候補物質の抗ウイルス能評価試験（試験管内試験）
- ⑤ 抗ウイルス薬の薬効評価試験
- ⑥ 水処理過程等におけるウイルス除去性能評価試験
- ⑦ 医療用具・医薬品のウイルス安全性試験
- ⑧ その他、本項の目的に合致する評価試験

## (3) 生物、原虫類及び藻類に関する試験

企業等で開発された水処理装置等の性能評価として、生物、原虫類及び藻類の処理性能評価を行う試験。また、環境水中に混入あるいは生息している生物、原虫類及び藻類の観察同定を行う試験。

- ① 水処理装置等の性能評価試験又は増殖抑制剤等の効果試験
- ② 環境水における実態調査

## (4) 理化学試験

- ① 給水装置の構造及び材質基準に係る試験
- ② 水道用具浸出性能試験
- ③ 水道用薬品の効果評価試験
- ④ 透析用水管理基準項目試験
- ⑤ 日本薬局方に基づく精製水等の試験
- ⑥ 異物検査等
- ⑦ その他各種公定法に基づく試験及び検査

## 3. 研究開発事業

新たな試験方法の開発・改良と試験分野の新規開拓等を目的に、水、食品、大気等に混入してくる微生物や有害化学物質の実態調査と制御方法に関する研究及び試験方法の開発・改良に関する研究開発に取り組む。

また、研究開発の成果を、関連学会等を介して速やかに公表し、専門分野による評価を受けることによって、新たな課題の設定や試験方法の改良に役立てる。

## 4. 技術協力事業

### (1) 講師派遣

業務における関係団体への技術協力を目的に、各団体が主催する下記に掲げる研修会・講習

会等に専門的な知識を有する職員を講師として派遣する。

#### (2) 委員会等への参画及び技術協力

業務における関係団体への技術協力、知的財産の提供を目的に、各団体から委嘱された委員会、研究事業等に専門的な知識を有する職員を委員、研究員として派遣する。

### 5. 事業開発推進部

事業開発推進部は本年1月に新たに設立した部門である。

センターの主力分野であった検査業務が最近の情報環境や顧客の業務形態の変化に伴い、収益力が減少し、効率性や多様性を踏まえた経営戦略の見直しが必要になったこと、また近年顧客の要望により手続きや提出書類等も増加し、業務管理も煩雑になり事業部門と管理部門との連携に支障をきたしていることが散見されるので、これらを解消させることが事業開発推進部の役割である。

本年度の重点目標として以下に掲げる事項について積極的に取り組み、円滑な業務運営と利益率の確保、また各事業間の利益率均衡を行う。

- ・ 技術部門の人材育成・発掘
- ・ 顧客の新規開拓・フォロー
- ・ 売上管理（発生・入金業務）
- ・ 事業開拓計画書の作成ならびに実施
- ・ 研究開発部との共同による新たな検査
- ・ 新たな分野への進出模索
- ・ 検査の信頼性確保（ISOの継続保持）

### 6. 品質保証

(1) 現在、認証を取得している ISO9001:2015 品質マネジメントシステムを維持することによって、センターにおけるすべての検査・試験業務についての品質保証システムを管理し、顧客満足度を向上させるとともに検査・試験の信頼性確保を維持する。

ISO/IEC17025:2005 は認定を維持することによって、高い精度の試験データを顧客に提供する。

また、ISO/IEC17025:2005 は ISO/IEC17025:2017 へと改訂が行われ、その翻訳作業が JIS によって進められているところである。改訂内容についての情報を収集し、必要な文書類の作成及び改訂を行う。

(2) 試験結果の精度・信頼性を保証するために、厚生労働省、神奈川県等の行政機関又は第三者機関の実施する外部精度管理に積極的に参加し、優秀な結果を得る。

また、内部精度管理を定期的に実施することによって、試験実施要員の力量評価を適切に行い、必要があれば教育・訓練を行うことにより試験実施要員の技術力を向上させる。

(3) 職員の技術力向上のために学会、研修会等に積極的に参加するとともに、内部研修を継続的に実施し、より高度な技術者を養成して試験・検査の信頼性を高めることにより、様々な顧客のニーズに対応できるようにする。

(4) 社会情勢に応じた様々な試験・検査依頼に対応するため、必要に応じて実験室や分析機器等のインフラを整備する。

### III 法人運営管理

センターの重点事業計画である事業所移設計画を運営面で強力に支援するため、従来の組織を大胆に改編し、新たな発想による人事体制に基づき、法人の管理運営を抜本的に改善していくことを目指している。具体的には次のとおりである。

- ・ 検査事業部を3課から2課体制に集約し、部の名称を環境事業部へ変更。
- ・ 水質検査中の細菌検査を微生物部から環境事業部に移行。
- ・ 営業企画・営業事務・売上管理等の事業推進業務、人材育成・研究開発部との共同による新たな検査及び試験の開拓・研究開発関連事務等の企画管理業務、信頼性確保業務等の品質管理業務を行う、事業開発推進部の創設。
- ・ 総務部に、従来は他部門が行ってきた情報システム・広報・公益事業等を取り込み、法人運営業務・総務業務全体の総合的な実施。

総務部門は、法人運営、総務、人事、労務、経理、購買、給与、情報システム、広報、公益事業等に係る様々な事項について、法令遵守の下、関係機関及びセンター内他部門との連携やセンター全体の業務効率化を図りながら、事務を遂行することが求められる。

平成30年度は特に下記の事項に重点的に取り組む。

#### 1. 事業所移設計画

当該年度は、センター創立40周年事業として推進してきたセンター新事業所建て替え工事の実行年度となる。

平成29年度に建設予定地を学校法人北里研究所から借り受け、地域住民への説明を経て相模原市開発事業基準条例に基づく諸手続きを行い、相模原市に建築申請を行った。

本年度当初から本体工事が開始できるよう準備を進め、概ね6か月間で工事をおこない9月末日には役所の竣工検査を終了させる予定である。

従って、現在の建屋からの引越しは10月1日から開始し、本年中に本稼働を目指す予定である。

#### 2. 管理者研修

本年度は事業所移設計画実施に職員の力を集中させるため、例年実施している管理者研修は休止とする。事業所移設完了後、次年度に再開し、事業目的や事業計画に即した戦略的な課題解決方法等の習得に努めたい。

以上